

埼玉県警察本部訓令第34号

埼玉県警察の初動警察活動に関する訓令を次のように定める。

平成23年11月29日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察の初動警察活動に関する訓令

(概要)

本訓令は、迅速かつ的確に初動警察活動を行うために必要な事項を定めたものであり、その主な内容は、

- 初動警察活動の基本
- 初動警察活動上必要な措置
- 部門間の連携強化

等である。